

平成 23 年度消費者庁政策評価書について

平成 24 年 9 月
消費者庁

1. 経緯

○消費者庁においては、「消費者庁政策評価基本計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定）、「平成 23 年度消費者庁政策評価実施計画」（平成 23 年 11 月 18 日消費者庁長官決定。以下「実施計画」という。）及び「平成 23 年度政策評価事前分析表」（平成 23 年度試行的取組として実施。各施策の目標や手段、要するコスト等を分かりやすく一覧性のある形であらかじめ整理するもの。）に基づき、平成 23 年度の消費者庁の政策評価を実施。

○対象期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで。

2. 評価結果について

（1）消費者庁政策評価体系について

消費者庁においては、「消費者基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）の検証、評価及び見直しと連動させ、具体的な以下の施策についての政策評価を行った。なお、平成 23 年度においては、東日本大震災への対応について、（1）から（12）までの各施策のうち関連するものを取りまとめ、別途評価を行った。

【施策】

- （1）消費者政策の調整（消費者政策課）
- （2）基本的な消費者政策の企画・立案・推進（消費者政策課）
- （3）消費者事故等の情報の集約・分析・対応（消費者政策課）
- （4）消費生活に関する制度の企画・立案・推進（消費者制度課）
- （5）個人情報保護に関する施策の推進（消費者制度課）
- （6）消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進（消費生活情報課）

- (7) 物価対策の推進（消費生活情報課）
- (8) 地方消費者行政の推進（地方協力課）
- (9) 消費者の安全確保のための施策の推進（消費者安全課）
- (10) 消費者取引対策の推進（取引対策課）
- (11) 消費者表示対策の推進（表示対策課）
- (12) 食品表示対策の推進（食品表示課）
- (参考) 消費者政策の推進に関する東日本大震災への対応（総務課）

(2) 実施計画における目標及び測定指標の目標値の達成状況と今後の取組方針

各施策とも、「消費者基本計画」に盛り込まれた施策に沿って基本目標を設定しており、平成23年度においても進捗があったものと評価できるが、消費者行政を取り巻く課題は依然山積している。

引き続き「消費者基本計画」の検証・評価・監視と連動しつつ、「消費者基本計画」に掲げられた各具体的施策について効果的・効率的な推進の観点から取り組んでいくこととする。

なお、各測定指標における平成24年度以降の目標設定は、平成23年度末時点の情報に基づいているため、目標設定において8月までの進捗は反映されていない。

(3) 個別施策に関する評価結果の主なポイント

① すきま事案に対する執行体制強化・制度改正

評価書において、一層本格的に取り組むべく、25年度機構定員・予算要求を行っていくと指摘。

② 地方消費者行政の推進

評価書において、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について「消費者庁の取組」と「自治体への期待（提言）」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組むとともに、「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政に積極的に取り組む自治体を引き続き支援し、自治体での取組を下支えできるよう、必要な財源確保にむけて最大限の努力を行うと指摘。

③ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの取組

評価書において、必要な措置を行えるよう予算要求を行い、地方自治体、消費者団体と連携した意見交換会の全国的展開に加え、新たに、子育て世代の参加しやすい形式での開催等に取り組んでいくとの課題を指摘。

④ 食品表示の一元的な法体系のあり方についての検討

評価書において、引き続き検討を進めるとともに、平成 24 年度中の法案提出を目指し、スケジュールを見据えた取組が必要であると指摘。